

日本工業用水協会常勤役員給与規則

常勤役員の給与は、正副会長会議の了承を得て会長が決定する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日より実施する。

日本工業用水協会常勤役員給与細則

日本工業用水協会常勤役員給与規則（昭和59年4月1日）に基づき、日本工業用水協会常勤役員給与細則を次のとおり定める。

平成18年6月20日
社団法人日本工業用水協会
会 長 神 田 真 秋

日本工業用水協会常勤役員給与細則

常勤役員の報酬は、次のとおりとする。

1. 俸給月額は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第11に定める俸給表の1号俸相当額とする。
但し、工業用水協会の収支状況が改善するまでの間は指定職俸給表に掲げる金額の70%相当額とする。
2. 諸手当は、給与法に基づいて指定職の職員が支給される手当に準じて支給する。ただし、同法第19条の8第1項の規定に基づく期末特別手当の支給に当たり、同条第5項に規定する期末特別手当の基礎額は、当分の間は、同項の規定にかかわらず「俸給月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額」を加算しない額とする。

附 則（平成14年10月16日）

この細則は、平成14年10月16日から実施する。

附 則（平成18年6月20日）

この細則は、平成18年1月1日から実施する。

附 則（平成20年6月19日）

この改正規則は、平成20年4月1日から実施する。